

令和2年度展覧会「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」広報物等デザイン・レイアウト業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本市では1,600点を超える美術作品を所蔵していますが、常設の展示場所がないため、市立博物館等を使用し隔年で展覧会を開催しています。

他の美術館へ多数の貸出し実績がある優れた美術作品を、隔年で開催する展覧会で多くの方の印象に残るものとしていくためには、展示自体に加えポスターやチラシ等の広報物を活用し、イベントの存在を強く印象付けていく必要があります。

そのような観覧者の関心を喚起する広報物を作成するためには、民間事業者やデザイナー等が持つノウハウや専門知識を活かすことが重要となります。

このような点を踏まえ、本業務については民間事業者やデザイナー等の企画提案を広く募ることができる公募型プロポーザル方式により実施します。

1. 件名

「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」広報物等デザイン・レイアウト業務委託

2. 業務内容

「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」広報物等デザイン・レイアウト業務委託仕様書の定めるところによります。

3. 契約期間

契約締結日から令和2年7月31日まで

4. 納入場所

松戸市教育委員会社会教育課美術館準備室
(松戸市根本356番地京葉ガスF松戸ビル6階)

5. 業務規模限度額

850,000円以下(税込)

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものです。

6. 参加資格要件

企画提案書等を提出する者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 法人の場合は、直近1ヶ年において、本店所在地の法人住民税及び固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
個人の場合は、直近1ヶ年において、賦課期日時点居住地の住民税及び固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 本業務に携わるデザイナーに、平成29年度以降、以下（ア）・（イ）又は（ウ）のいずれかひとつのデザイン制作実績があること。
 - （ア）16ページ以上の冊子の本文頁
 - （イ）発行部数3,000部以上の広報物
 - （ウ）美術館又は博物館主催事業のチラシ
- (4) 本社又は支社、個人の場合は居住地が、千葉県内又は近隣都県内にあること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 公募日以降に、本市から指名停止基準に基づく指名停止の措置及び指名除外措置の期間がないこと。
- (7) 松戸市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第9条に規定する排除の対象となっていないこと。

7. 資料配布

(1) 配布方法

実施要領（本書）及びその他の配布資料については、市ホームページにおいて公開します。

(2) 配布期間

令和2年3月26日（木）から令和2年4月8日（水）17時まで

(3) 配布資料

- ・令和2年度展覧会「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」広報物等デザイン・レイアウト業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（本書）
- ・様式1 公募型プロポーザル参加申請書
- ・様式2 公募型プロポーザル参加申請に係る誓約書
- ・様式3 質問書
- ・様式4 使用印鑑届
- ・様式5 理由書
- ・様式6 会社概要書
- ・様式6-1 経歴書
- ・様式7 業務実績書
- ・様式8 提案見積書
- ・別紙1 チラシデザイン案及び企画提案書作成要領
- ・別紙2 広報物等デザイン・レイアウト業務委託仕様書
- ・別紙3 令和2年度展覧会企画書（素案）
- ・別紙4 チラシ原稿案
- ・別紙5～13 チラシデザイン案作成用画像データ

8. スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとします。

- ・公募開始 令和2年3月26日（木）
- ・質問書の受付締切り 令和2年4月 2日（木）17時
- ・質問書に対する回答 令和2年4月 6日（月）
- ・参加申請書等の受付締切り 令和2年4月 8日（水）17時
- ・参加事業者決定通知 令和2年4月 9日（木）
- ・企画提案書等の提出締切り 令和2年4月16日（木）17時
- ・プレゼンテーション・ヒアリング審査 令和2年4月22日（水）
- ・審査結果の通知 令和2年4月23日（木）以降
- ・契約締結 令和2年4月下旬（予定）

9. 公募型プロポーザル参加申請書等の提出

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加申請書（様式1）

② 公募型プロポーザル参加申請に係る誓約書（様式2）

③ 使用印鑑届（様式4）

④ 会社概要書（様式6）又は経歴書（様式6-1）

法人、事務所等の概要（パンフレットやホームページの写し等の業務内容がわかるものの添付でも可）個人の場合は経歴の概要。

⑤ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【提出期限日の時点で発行後3ヶ月以内のもの、写し可】

1部 ※個人の場合不要。

⑥ 印鑑証明書【提出期限日の時点で発行後3か月以内のもの、原本】

1部

⑦ 法人の場合は、直近1ヶ年分の本店所在地の法人住民税及び固定資産税・都市計画税の納税証明書。

個人の場合は、直近1ヶ年分の賦課期日時点居住地の住民税及び固定資産税・都市計画税の納税証明書。【提出期限日の時点で発行後3ヶ月以内のもの、写し可】

各1部

⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【提出期限日の時点で発行後3ヶ月以内のもの、写し可】

1部

⑨ 業務実績書（様式7）

本業務に携わるデザイナーの平成29年度以降の実績のみ記載し、冊子の原本又はデザインを確認できる画像等を掲載した書類を添付すること。なお、添付書類はA4又はA3サイズ紙を使用してください。

※ ⑦及び⑧は、未納の額がないことがわかるものであること。

また、法人設立1年未満のためや課税売上高が免税点以下であったために課税期間の納税義務が免除されている等、何らかの理由により納税証明書等を提出できない場合は、その理由を記載した理由書(様式5)を提出してください。

※ ③、⑤から⑧については、令和2・3年度本市入札参加資格者名簿に登録のある者については省略することができますが、別に「使用印鑑届兼委任状」を提出してください。

(2) 提出期限

令和2年4月8日(水) 17時〔必着〕

(3) 提出方法

直接持参(要事前連絡)又は郵送(未着などが生じた場合、配達状況が確認できる方法で送付すること)で提出してください。

(持参の場合、提出期限までの開庁日で8時30分～17時の間。ただし正午～13時を除く。)

(4) 提出場所

〒271-8588 松戸市根本356番地京葉ガスF松戸ビル6階

松戸市教育委員会社会教育課 美術館準備室

電話：047-366-7463(直通)

(5) 参加資格審査の結果通知

すべての参加申請書等の提出者に対し、令和2年4月9日(木)(予定)に様式1に記載の担当者メールアドレス宛に通知します。

10. チラシデザイン案等の提出

(1) 提出書類

① チラシデザイン案(片面表のみ) 10部

② 企画提案書 正本1部 副本10部

※チラシデザイン案及び企画提案書作成要領(別紙1)及びチラシ原稿案(別紙4)に基づき作成してください。提案見積書(様式8)、印刷会社から徴取した2社以上の見積及び印刷会社への指示書もしくは仕様書も含めてください。

※チラシデザイン案及び企画提案書のデータは電子媒体（CD-R又はDVD-R）に保存の上、併せて提出してください。

(2) 企画提案書添付書類

- ① 提案見積書（様式8）
- ② 「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」広報物等印刷業務見積徴取事業者一覧に掲載されている印刷会社から徴取した見積書（2社以上）
- ③ その他、市が必要と認める書類（市から指示があった場合のみ。添付する場合は企画提案書等の提出期限までに指示します。その場合はプレゼンテーション・ヒアリング審査当日に提出してください）

(3) 提出期限

令和2年4月16日（木）17時〔必着〕

(4) 提出方法

直接持参（要事前連絡）又は郵送（未着などが生じた場合、配達状況が確認できる方法で送付してください）で提出してください。

（持参の場合、提出期限までの開庁日で8時30分～17時の間。ただし正午から13時を除く。）

(5) 提出場所

9. (4) と同様

1 1. プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 日時

令和2年4月22日（水）

(2) 場所

松戸市教育委員会（千葉県松戸市根本356番地 京葉ガスF松戸ビル）

※日時・会場等の詳細については、参加事業者決定時に通知します。

(3) 時間

各事業者25分程度（準備及びプレゼンテーション15分、ヒアリング10分）

※プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施してください。

※審査会への入室は2名までとします。

※パソコン、プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは、市において用意しますが、その他機材については提案者が持参することとします。

(パソコン持参の場合は、パソコンとプロジェクターをつなぐケーブルをご持参ください。)

※当日のプレゼンテーション資料は、提出されたチラシデザイン案及び企画提案書とします。やむを得ず、変更や差し替え、追加資料の配布がある場合には、事前協議するものとします。

12. 質問、回答

(1) 質問等の受付について

ア 提出書類

質問書(様式3)

イ 提出期限

令和2年4月2日(木)17時〔必着〕

ウ 提出方法

松戸市教育委員会 社会教育課美術館準備室宛てに、電子メールで書類を添付し提出

エ 提出先

松戸市教育委員会 社会教育課美術館準備室

E-mail: mcshakaikyoubu@city.matsudo.chiba.jp

(2) 質問書に対する回答

ア 回答日

令和2年4月6日(月)に回答

イ 回答方法

電子メールにて回答

(3) 注意事項

事業内容等に関わる回答については、令和2年度展覧会「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」広報物等デザイン・レイアウト業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等の追加又は修正とみなします。

1 3. 選定方法

(1) 委託事業者の選定

公募型プロポーザル方式とし、「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」広報物等デザイン・レイアウト業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）の委員が、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリングの優秀性について審査し、合計点の高い者から順に最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。

選定委員会における選定結果を踏まえて、市は、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、優先交渉権者と協議、契約の交渉を行います。契約に至らなかった場合、次点交渉権者と協議し契約の交渉を行います。

なお、提案者が1者のみであった場合も審査は実施します。

(2) 審査方法

ア 提案内容については、選定委員会の委員が（3）の審査項目に基づき、チラシデザイン案、企画提案書、過去の業務実績及びプレゼンテーション、ヒアリング等の内容で審査します。

なお、業務実績は5件までを審査対象とします。

イ 合計点数が最も高い事業者を最優秀提案者として選定し、上位者の合計点数が同点となった場合は、以下のとおり決定します。

- ・「アピール力」の合計点が一番高い提案者を優先交渉権者とする。
- ・「アピール力」も同じ場合、「企画力」の合計点が一番高い事業者を優先交渉権者とする。
- ・「企画力」も同じ場合、「独創性」の合計点が一番高い事業者を優先交渉権者とする。
- ・「独創性」も同じ場合、「情報伝達力」の合計点が一番高い事業者を優先交渉権者とする。

ウ 各委員の持ち点の合計を満点とし、その6割を最低基準点とします。委員の採点の合計が最低基準点に満たない応募者については、交渉権者として選定しません。

エ 審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

(3) 審査項目

審査項目		審査内容	配点
技術点 (計 10 点)	企画の妥当性	当該事業仕様書に提示した内容が漏れなく提案されているか。	5 点
	実績	当該事業と同様の事業実績があるか。	5 点
価格点 (計 5 点)	提案金額	企画提案書の内容に対して、妥当な経費が示されているか。	5 点
デザイン点 (計 85 点)	アピール力	高齢者から子どもまで、幅広い世代にアピールする工夫がされており、来場を誘発するデザインになっているか。	25 点
	企画力	本展のコンセプトを理解し、松戸の美術品の魅力を効果的に伝えるデザインになっているか。	25 点
	独創性	他の展覧会フライヤーにはない斬新でインパクトある発想が見られるか。	20 点
	情報伝達力	タイトル、ヘッドコピーなどの情報が効果的に示されているレイアウトか。	15 点

(4) 事前審査

提案者が多数あり、優先交渉権者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は選定委員会において、あらかじめ(3)の審査項目において事前審査を行い、上位5者程度がプレゼンテーション・ヒアリング審査を受けることができることとします。

なお、事前審査の結果は、令和2年4月20日(月)に(様式1)に記載のメールアドレス宛に通知します。

(5) 事業者選定結果通知

最終選考結果は、各社宛てに令和2年4月23日(木)以降に文書で通知します。また、市ホームページで公表します。

1 4. 失格事項

- (1) 本要領に定める事項以外の方法により、市職員及び市関係者へ提案に対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、業務規模限度額を超過している場合
- (3) 提出方法および提出期限に適合しない場合

- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 6. の参加資格要件を満たさない場合
- (7) 様式に適合しない場合（記載すべき事項以外の内容が記載されている場合等）

15. その他

- (1) 企画提案書の提出は、1社につき1件とします。
- (2) 提出期間後の企画提案書等の提出書類の変更及び差し替えは認めません。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 企画提案書の作成、郵送料等、本件に係る全ての費用は提案者の負担とします。
- (5) 市は、企画提案者等の提出書類を事業経過説明に無償で利用することができます。
なお、事業経過説明以外には利用しないこととします。
- (6) 本プロポーザルにて知り得た情報は、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止します。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。
- (8) 優先交渉権者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、選定委員会において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であったものから、順に契約交渉を行うことができるものとします。

16. 関連情報を入手するためのお問い合わせ先

〒271-8588 松戸市根本 356 番地京葉ガスF松戸ビル6階
松戸市教育委員会社会教育課美術館準備室 担当：橋本・小川
電話：047-366-7463（直通）
E-mail：mcsbakaikyoku@city.matsudo.chiba.jp